

令和 5 年 9 月 22 日

近畿経済産業局地域連携推進課

地域未来投資促進法の基本計画（変更）に同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）（地域未来投資促進法）に基づき、関係省庁と共に、地方自治体が作成した基本計画に同意しました。
近畿経済産業局管内では、京都府久御山町の基本計画（変更）について同意しましたので、お知らせします。

1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国が同意した基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。

地域未来投資促進法の概要や地域経済牽引事業に対する支援策については、下記URLを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 同意した基本計画の変更内容について

近畿経済産業局管内で同意した基本計画の主な変更内容は次のとおりです。

○京都府久御山町：みなくるタウン産業立地促進ゾーン内の用地の効率的な活用及び企業立地の促進を図るため、重点促進区域内に工場立地特例対象区域を追加する。

3. 管内における基本計画の同意状況

近畿経済産業局管内では、7府県※、66 の基本計画に同意済みとなりました。

なお、基本計画の本文および概要は下記URLを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html

※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県